

生駒市規則第 29 号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

生駒市長 山下 真

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和 62 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「附則第 5 条第 2 項」を「附則第 5 条第 3 項」に改め、同表備考第 2 項第 2 号中「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項」を「第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2」に改め、同表備考第 4 項第 1 号イ中「300,000 円」を「350,000 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。